

## 介護保険法に基づく事業者指定の取消しについて

有限会社サツキ（八代市）において、不正請求及び虚偽報告の事実が判明したため、介護保険法第84条第1項に基づく指定取消処分を行いましたのでお知らせします。

### 1 指定取消対象事業者等

- (1) 事業者名 有限会社サツキ（代表取締役 山口 尊礼）  
所在地：八代市平山新町2518番1
- (2) 事業所名 サツキ居宅介護支援事業所  
所在地：八代市平山新町2518番1  
サービス種類：居宅介護支援  
指定年月日：平成17年2月25日  
（指定更新日：平成23年2月25日）

### 2 指定取消日

平成28年9月30日（通知日：平成28年8月29日）

### 3 指定取消理由

平成25年1月1日から平成28年1月28日までの間において、次に掲げる違反の事実があったと認められる。

(1) 不正請求（介護保険法第84条第1項第6号該当）

利用者33人について、当該事業所の介護支援専門員が運営基準に定められた業務を適切に行っていなかったが、計517月分の運営基準減算を行わず、介護報酬を不正に請求し、受領した。

ア サービス担当者会議等の未開催（17人、計26件）

利用者17人が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた際に、サービス担当者会議の開催等を行って、担当者（利用者の居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者をいう。以下同じ。）に専門的な見地からの意見を求めていなかった。

イ 居宅サービス計画（ケアプラン）の未作成（10人、計13件）

利用者10人の居宅サービス計画の作成に当たり、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ていなかった。

ウ 居宅サービス計画（ケアプラン）の未交付（5人、計11件）

利用者5人について、居宅サービス計画を作成した際に、当該居宅サービス計画を担当者に交付していなかった。

エ モニタリングの未記録（28人、計335件）

利用者28人について、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録していなかった。

(2) 虚偽報告（介護保険法第84条第1項第7号該当）

平成28年1月14日及び28日に県が行った監査において、次のとおり虚偽の報告を行った。

ア サービス担当者会議の要点等の偽造（6人、計12件）

6人の利用者について、サービス担当者会議を開催していないにもかかわらず、これを開催したとする書類を作成し、県に提出した。

イ 介護支援経過の偽造（5人、計75件）

5人の利用者について、サービス利用票（居宅サービス計画書第6表）に利用者から押印してもらっていないにもかかわらず、「利用票の確認と印を頂く。」と虚偽の内容を記録した書類を作成し、県に提出した。

#### 4 不正請求額

現時点で県が確認している不正請求の額は、約580万円となる。

なお、報酬返還額については、今後、保険者である関係市が精査のうえ、額が確定されることになる。

健康福祉部長寿社会局高齢者支援課